

石川県農業総合研究センター能登分場環境行動計画

平成23年3月 / 日

■取組方針

石川県農業総合研究センター能登分場は、能登農地開発地をはじめとする能登地域特有の重粘土壌や気候条件に対応した特産野菜、果樹、山菜等の研究機関として行政施策や地域農家からの要請に即した研究を行い、新品種・新作型の開発や選定をはじめとして、高品質・多収穫栽培技術、軽労働化・省力化技術、病害虫防除技術等の研究開発に邁進してまいりました。このような中、環境に対する低負荷営農が、生産地域や農業経営の課題の一つとして重視されつつあり、環境保全・循環型農業技術の研究・開発ニーズも高まっております。

こうしたことから、当分場において能登地域の農業を推進していくうえで、低環境負荷・環境保全について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。また、公的機関として地域農家や県民に対して率先し、模範となる使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当分場の運営が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 資源（用紙等）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ③ 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ④ 気象等の自然条件を克服しつつ、環境に配慮した試験研究を実施し、低環境負荷・環境保全の推進に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成23年3月 / 日

石川県農業総合研究センター 能登分場

分場長 橋本尚

3 環境負荷低減等、環境保全活動の取組

当分場では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一1	二酸化炭素の排出量を、平成 19～21 年度の三カ年平均（約 13,040kg-CO ₂ ）を基準として平成 24 年度までに約 2 % 削減、12,750 (kg-CO ₂) 以下に削減する。
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 冷房温度（28 度）と暖房温度（19 度）を厳守する② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源 OFF を徹底する③ 人のいないエリアの消灯を徹底する④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 車両運転開始時点検を行う② 運転の際は意識的にエコドライブを実践する。③ 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。

目標一2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">① 排出している廃棄物の排出量を計測・記録する② 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する③ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する④ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう

目標一3	コピー用紙の使用量を、平成 19～21 年度の三カ年平均（115kg）を基準として平成 24 年度までに 110kg 以下に削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">① 作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する② 両面印刷、両面コピーを徹底する③ 使用済み用紙の裏面を利用する④ 会議等で配布する資料作成にあたっては、ある程度参加者数を予測し、印刷は必要最低限の部数に抑制する

目標一 4	環境に配慮したO A機器・事務用品を使用する
具体的な取組	<p>① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける</p> <p>② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう</p>

目標一 5	気象等の自然条件を克服しつつ、環境に配慮した試験研究を実施し、低環境負荷・環境保全の推進に努める
具体的な取組	<p>① 各種試験研究の実施に当たっては、気象等の自然条件の制約もあるが、出来るだけ環境に配慮し、環境保全の推進に努める</p> <p>② ハウスピニールは支障の出ない範囲で、出来るだけ長期に使用する</p> <p>③ 試験用の恒温庫、乾燥機を使用しないときは、速やかに電源を切る</p>

4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、主任研究員を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。

- ・その他、環境保全活動の取組を推進するために、日常的な所内ミーティングを実施し、情報交換を行います。